

婚礼司会サービス申込書

私たちは、本書をもって、★★★に対して、約款の条項を内容とした婚礼司会業務に関する契約の締結を申し込みます。

令和 年 月 日

ご署名) _____

ご署名) _____

お客様 情報	新郎氏名				
	連絡先住所				
	電話番号		E-mail		
	婚礼会場		婚礼日時	(開始時間)	
申込サービスの種類	婚礼司会業務 _____ 円(税別)				
備考欄					

約款

本約款は★★★★株式会社（以下、「★★★★」といいます）がお客様との間で婚礼司会業務についての契約を締結するに当たり、婚礼司会業務の性質上、貴方（お客様）の同意を得た上で円滑に提供されることを目的として作成されたものです。大切な内容を含みますので、必ず契約締結前に必ずご確認ください。ご不明な点やお問い合わせください。

第1条【契約の成立と業務の骨子】

- 1 婚礼司会業務（以下、「司会業務」といいます）については、お客様の「記」 「婚礼司会サービス申込書」に署名し、かつ司会業務に係る料金（以下、「司会料金」といいます）の全額を「項目規定」の方法で支払いされた時点で成立するものとし、★★★★は契約成立後に司会業務及びそれに伴うサービスを提供いたします。
- 2 司会業務とは、★★★★お客様の挙式・披露宴等（以下、「披露宴等」といいます）にて婚礼日当日の司会を行うことを骨子とし、その準備業務も含めたものを指します。なお、司会業務に係る事前打ち合わせは●回目までは無償ですが、★★★★の事情による場合を除き●回目以降は1回1時間あたり●円（税別）をお支払いいただきます。
- 3 司会料金は申込書「申込サービスの種類」欄記載の通りです。
- 4 司会業務を提供する際に名前の読み間違い防止や披露宴等を円滑に進行するために、お客様は来賓者の氏名や当日のスケジュールに関する情報を事前打ち合わせの段階で★★★★にお伝えください。
- 5 ★★★★★は司会業務を提供する司会者を任意に選定及び変更する権利を有します。

第2条【司会料金の支払期日】

- 1 お客様は、司会業からご入金いただいた、下記の金融機関口座に司会料金を振り込む方法で支払いください。なお、振入手数料はお客
様にてご負担をお願い致します。また、期限までにお振込みがない場合には、★★★★の判断でお申し込みを無効とする場合があります。
- 銀行 ●支店 (店番●) (普通) ●★★★★株式会社
- 2 婚礼日当日までに追加で発生した費用については、★★★★より改めて請求書を発行いたしますので、指定の期日までに前項の方法をもとにお
支払いください。なお振入手数料はお客様にてご負担をお願い致します。

第3条 【お客様による解約・日程変更】

- 1 司会業務の契約成立後にお客様の都合で解約された場合は、解約のタイミングに則し、以下の額をお支払いいただきます。なお「実費」とは、解約時点で負担済みの交通費等実際に発生した損害を指し、複数の条項が該当する場合には番号が大きな条項が適用されるものとします。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 契約成立日から事前打ち合わせの前日まで | 発生しない |
| ② 事前打ち合わせ実施日から当日までの間の解約 | 解約時司会料金（税込）の●% + 実費 |
| ③ 当日当日までの間の解約 | 同●% + 実費 |
| ④ 当日当日の解約 | 同100% |
- 司会業務の契約成立後にお客様のご都合により司会業務提供日を変更する場合には、日程変更のタイミングに応じて前項の解約料相当額をお支払いいただき、変更後の司会料金に充当いたします。また、日程変更後に解約される場合には解約料に充当いたします。
- 3 司会業務の契約成立後にお客様のご都合により一度決定した披露宴等会場を変更する場合において、それにより★★★の業務負担に影響が生じた場合には、合理的な範囲で司会料金等の変更をお願いする場合があります。

第4条【披露宴等会場での事故・盗難】

- 披露宴等会場において、お客様側（当館）で発生した、★の故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いませんので十分ご注意ください。
- 披露宴等会場側の責に帰すべき事象として発生した事故（婚礼日当日のみならず、事前の会場の閉館、営業停止等も含む）について★★★は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

第3条【交通費及び経費の取り扱い】

本契約に関する打ち合わせや披露宴等会場への移動において発生する交通費（燃料費も含む。）は、司会料外には別にお客様にご負担いただきます。なお、交通費以外の実費が発生した場合も同様です。

第6条【★★★による解約】

★★★は、以下の場合には、お客様との契約を（ ）の判断により解除していただきます。

- ① お客様が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体（以下「暴力団関係者」という。）の構成員、暴力団の勢力の関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反の行為をお客様がなされたおそれがある場合
- ② 信託等に関するおそれがある場合
- ③ 披露宴等において司会業務の提供を拒否された場合
- ④ お客様のご要望があまりに細かい等の事情により★★★★として司会業務を提供できないと判断した場合
- ⑤ 天災又は経営不振その他、★★★★の責に帰すことのできない理由により披露宴等会場が使用できない場合
- なお、上記の場合における解約によりお客様に損害が発生したとしても、★★★★はその損害の賠償は致しませんが、予めご了承ください。又、①、②及び③の場合は、お客様には所定の解約料をご負担いただきます。

第7条【第三者委託】

★★★は本契約に基づく司会業務を提供するにあたり、任意に第三者へ業務を委託することができるものとします。

第8条

★自賠責保険は重過失によってお客様に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、賠償額の上限は司会料金の金額を上回らないようにさせていただきます。

第9条【個人情報取り扱い】

お客様の個人情報は★★★によって厳重かつ適正に管理いたします。又、以下の目的以外には利用いたしません。

- ① 司会業務の提供に関するお客様への各種ご連絡及びイベントなどのお知らせ
② 司会業務の提供に必要な範囲での披露宴等会場、婚禮プランナーなどとの連絡、協議（本号の限りにおいて指定業者に必要な個人情報を開示します）
③ 事前にお客様の同意を得た上で、本誌その他媒体に掲載する写真、映像、お名前及び年齢等の掲載
④ 警察、税務署、裁判所などの機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求への対応

第10条【非常時の特則】

台風や大雨等の自然災害（特別警報またはそれに準ずる警報が気象庁から発出された場合に限られます。）または感染症の流行（「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」またはそれに類する法令に基づき緊急事態宣言等が発出された場合に限られます。）等による非常事態が発生した場合には、お客様は本契約を解除、または司会業務提供日を変更しても解約料等をお支払いいただく必要はありません。ただし、それ以外の場合には本約款の条項が適用されます。